平成２４年（フ）第１１６号
栃木県宇都宮市鶴田町3364番地16、開始決定時の住所栃木県下野市柴762番地19
破産者　鈴木　恒寿
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７８号
栃木県宇都宮市鶴田町3414番地32
破産者　長澤　久子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１８号
栃木県宇都宮市西の宮２丁目19番34号
破産者　飯島美智子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６８号
栃木県小山市大字横倉1061番地２　ベル・フラットＤ棟101号、前住所栃木県栃木市神田町９番10号
破産者　鈴木　隆太
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８０号
静岡県焼津市大村新田109番地の１
破産者　有限会社ユーアイフーズ
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３４号
静岡市清水区庵原町585番地の23
破産者　有限会社ウィーズ
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０６号
三重県津市芸濃町椋本6207番地２、開始決定時の住所三重県津市河芸町浜田1397番地14
破産者　横山　典幸
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８号
三重県松阪市嬉野津屋城町1299番地５
破産者　水谷　浩也
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１号
三重県津市香良洲町1272番地
破産者　松島源次郎
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２３０号
京都府宇治市木幡西中31ー７　ハイクラスマンション202
破産者　北岡　忠之
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２３号
大阪市東住吉区湯里２丁目10番11号
破産者　株式会社鈴屋
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８号
秋田県潟上市天王字上江川55番地１
破産者　株式会社藤原工業所
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６２号
福島県伊達市梁川町広瀬町１番地
破産者　有限会社ホテル割烹萬よし
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成１９年（フ）第４０８号
福島県郡山市熱海町熱海１丁目113番地
破産者　株式会社熱海さとうや
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
神奈川県小田原市連正寺528番地
破産者　有限会社三恵ハーネス
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３９３号
神奈川県平塚市立野町10番５号
破産者　有限会社建幸薬局
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２０５号
岐阜市長良福光242番地１ロイヤルウィンズヒル703号室
破産者　野嶋　雅晃
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２０６号
岐阜市長良福光242番地１ロイヤルウィンズヒル703号室
破産者　野嶋美恵子
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２７２号
愛知県豊田市喜多町６丁目１番地８
破産者　有限会社キヤピロサービス中京
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
和歌山県田辺市上の山１丁目６番22号
破産者　土佐丸水産株式会社
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２５号
和歌山県田辺市上の山１丁目６番22号
破産者　紀南運送株式会社
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第８９号
愛媛県新居浜市大生院1858番地
破産者　栄電エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部